

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、羽生都市計画道路（埼玉県決定）の変更について理由を示したものです。

I. 羽生都市計画区域における位置等

羽生都市計画区域は、都心から約 60km 圏にあり、埼玉県の北東部に位置しています。

本区域には、都心部へ直結する東武伊勢崎線や、羽生駅を起点とし熊谷、秩父方面を結ぶ秩父鉄道が通っており、道路は、東北縦貫自動車道、一般国道 122 号、一般国道 125 号バイパスなどの広域幹線道路により道路網の骨格が形成されています。

【3・5・24 平和通線】

岩瀬土地地区画整理事業地内に位置し、都市計画道路 3・3・1 国道 122 号線と、地区内の幹線街路であった都市計画道路 3・5・23 平成通線（廃止済み：平成 24 年 10 月 16 日羽生市告示第 224 号）までを結ぶ延長約 200m の路線です。全線が、県道熊谷羽生線と重複しており、延長が短いため全線で右折帯拡幅部の幅員 15.5m となっております。

II. 変更の必要性

【3・5・24 平和通線】

本路線は、3・5・23 平成通線（廃止済）と接続し、3・4・6 上西口中岩瀬線に至る市街地北西部の交通処理を図る機能を有するが、接続する 3・5・23 平成通線が、並行する 3・4・9 西部大道中岩瀬線の整備進捗により円滑な交通処理が図られることから廃止となったため、本路線の必要性が低下したことから廃止するものです。

III. 変更の内容

名 称	延 長	車線の数	幅 員	内 容
3・5・24 平和通線	約 200m		15.5m	・全線を廃止する。

IV. 関連する都市計画

羽生都市計画道路の変更とともに、以下の都市計画を変更する予定です。

- ①都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（埼玉県決定）
- ②区域区分（埼玉県決定）